- ②老齢基礎年金を受給されている人は追納できません。
- ③追納は免除を受けた期間の うち、原則古い期間の保険 料から納めることになりま す。
- ④追納するためには申込みが 必要です。「国民年金保険 料追納申込書」に必要事項 を記載し、お近くの年金事 務所へご提出ください。(郵 送による提出も可能です)

【問合せ先】

日本年金機構鳥取年金事務所

☎75−4118



国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある人へ

国民年金保険料の免除や納付猶予、学生納付特例の承認 を受けた期間があると、保険 料を全額納めたときに比べて 老齢基礎年金の金額が少なく なります。

将来受け取る老齢基礎年金 を増やすために、10年以内で あればこれらの期間の保険料 を納める(追納する)ことが できます。

《追納に関する注意事項》

①一部の免除を受けた期間に、 残りの納付すべき保険料を 納付していない場合は追納 できません。

地元のお店が集合! Buy Local ~智頭の 日常~開催決定!

地元のお店が一同に集まり、モノやヒト・コトが繋がる「バイローカル」マーケットを開催します。商品を購入することはもちろん、その場で飲食することも可能です。ぜひ、当日は足を運んでみませんか?

日時

3月21日(月・祝) 午前10時~午後3時(予定)

場所

駅前どうだん広場

【問合せ先】

役場企画課

☎75−4112



同の合知端記の

サービスが終了します!

機器の老朽化や生産終了に伴い、現在順次各ご家庭に設置している告知端末を新しく交換しているところです。これに伴い、これまで利用いただいておりました旧告知端末(白い端末)は令和4年3月31日をもってサービスを終了するため、利用いただけなくなります。今後は新しいP告知端末(黒い端末)でのサービス提供となりますので、端末交換がまだお済みでないご家庭につきましては、令和4年3月15日(火)までに役場企画課または京セラ現場事務所まで連絡をお願いします。





旧旧告知端末

※3月31日をもってサービスが終了しますので、交換の連絡は早めにお願いします

【IP 告知端末交換に関する問合せ先】

役場企画課 ☎75-4112 ・ 京セラ現場事務所 ☎71-1025